

上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書

年度（ 年相当分）

令和 年 月 日

納税義務者氏名 _____

申出者氏名 _____

●確定申告した（予定を含む）上場株式等の所得

住民税の源泉徴収税額
(配当割額・株式等譲渡所得割額)

上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収されているものとなります。（所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません。）

※上記の表の住民税の源泉徴収額に記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断できない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

●次のいずれかの申告内容の番号に○をつけてください。

- 1 上記の確定申告した（予定を含む）上場株式等の所得について、住民税では申告しません。
- 2 上記の確定申告した（予定を含む）上場株式等の所得について、住民税では下記の所得とします。

確定申告で分離課税した配当所得を住民税で総合課税とする場合や
複数の特定口座のうち一部を申告する場合などに記入してください。

住民税の源泉徴収税額
(配当割額・株式等譲渡所得割額)

※ 住民税申告を行う所得額を記入してください。

上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

※ 住民税で申告不要制度を選択した場合は、配当割額・株式等譲渡所得割額、配当控除の適用はありません。

●上場株式等に係る譲渡損失の金額（繰越控除額）を変更する場合は記入してください。

本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く繰越控除額	円
本年分で分離課税配当所得等の金額から差し引く繰越控除額	円
翌年以降に繰り越される損失の金額	円

(注意事項)

この申出書の提出期限は、村民税・県民税納税通知書が送達される日
までとなっています。その後の申出については、原則として受付する
ことができませんのでご注意ください。

※ 税務課処理欄

受付	確認

申出書提出の際は、確定申告書の写し、特定口座年間取引報告書などの
配当所得・譲渡所得に関する書類の写しも一緒に提出してください。

また、納税通知書到達後は選択した課税方式の変更はできません。